



## 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である



## 実りの秋 今年のお米もおいしいね!!

撮影 株式会社大武写真館 小関克郎

## シワを刻む

大雄寺 住職 金子 高幸

【老年は我々の顔よりも心に多くの皺を刻む】とはフランス人哲学者モンテニュの言葉だ。

山口県周防大島町で行方不明になつた二歳の男の子が六十八時間ぶりに無事に発見された。プロの捜索隊が探していたがなかなか見つからず、突如として一人のボランティアが現れて山中から発見して山を下りてきた。大分県在住の尾畠春夫さん(七十八歳)だ。捜索開始時刻よりも早くに単身、山中に入りていき発見した。全国各地の被災地ではボランティア界の「師匠」と呼ばれる存在だという。

誰もが驚いたのはそのボランティア精神だ。今まで西日本豪雨災害や東日本大震災など各地へ足を運び多くのボランティアと共に汗を流しているという。老齢ながらも遠路駆けつけ捜索に参加、発見後には二歳児祖父からの風呂や食事の提供も丁重に断り「自己完結」を貫き道具満載の軽ワゴン車で去つて行つた。ボランティア活動には当たり前といわれるが、尾畠さんの年齢からするとさらにその行動力に驚かされた人も多いと思う。

尾畠さんは「かけた情けは水に流せ、受けた恩は石に刻め」が座右の銘という。現役を引退してもなお「体が元気なうちは、まだまだ世の中のために働きたい」という姿は若者にも多くの感動を与える。高齢化社会の日本を元気に明るくする話題であつたと思う。

老年者は今までの人生で積み重ねてきた経験と実績、そこから生まれる信念の行動があることを証明した。日焼けした顔に刻まれた多くのシワと深い言葉がその人の生き様を写し出す。

# 仙台南税務署人事異動

## 仙台南税務署

**署長**

**高橋 和則**

【出身地】秋田県

【趣味】読書、映画鑑賞

【座右の銘】正直者には尊敬的、  
悪徳者には畏怖的

**【ごあいさつ】**

仙台南法人会の皆様には、「企業の税務知識の高揚と地域貢献」を旗印に、様々な公益事業のほか「税」に関する活動にも大きく寄与していただいております。心より感謝申し上げます。今後とも皆様との連携を密に図りながら、税務行政の円滑な遂行に努めて参りますので、よろしくお願ひいたします。



## 仙台南税務署

**副署長**

**田中 攻紀**

【出身地】秋田県

【趣味】野球観戦

【座右の銘】一期一会  
【ごあいさつ】

仙台南法人会が、地域に密着した幅広い活動を積極的に展開しております。管内のオピニオンリーダーである法人会会員の皆様方からのご意見をお聞かせいただき、私どもに求められる職務を遂行したいと考えておりますので、引き続きご支援いただきますよう、よろしくお願ひいたします。



七月十日付で仙台国税局の人事異動があり、仙台南税務署へ新たに着任されました署長・副署長・総務課長・総務係長・法人課税第一部門統括国税調査官より、皆さまへご挨拶を頂きました。紹介いたします。

## 仙台南税務署

**総務課長**

**安達 健治**

【出身地】宮城県

【趣味】バイクツーリング、スキーキャンプ

【座右の銘】毎日笑進

**【ごあいさつ】**

仙台南法人会は、更なる地域企業の活性化や社会の健全な発展に向け、租税教室や絵はがきコンクールなど租税教育の推進や様々な事業に積極的に取り組まれ、当税務署といたしましても、相互の目的に向けて情報交換などを通じて連携・協調を図り、可能な限り協力していくことを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。



## 仙台南税務署

**総務係長**

**石川 亨**

【出身地】宮城県

【趣味】バスケットボール、映画鑑賞

【座右の銘】誠心誠意

**【ごあいさつ】**

仙台南税務署での勤務は3年目となります。納税者の皆様から信頼されるような対応を心がけ、微力ながら一杯頑張りたいと思います。仙台南法人会の皆様には、これから次代を担う児童等の税に対する興味・関心を高めるための租税教室をはじめ、税の絵はがきコンクールなど、各種租税教育活動につきまして、引き続きご支援・ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。



## 仙台南税務署法人課税第一部門 統括国税調査官

**長内 昌己**

【出身地】青森県

【趣味】スポーツ観戦

【座右の銘】慌てず騒がず

**【ごあいさつ】**

仙台南法人会の皆様とは、これまで同様に良い関係を築いていきたいと考えております。さて、来年10月の消費税の税率引上げ・軽減税率制度実施まであと1年となりました。皆様の事前準備が円滑に進むよう、本年も研修会等で制度内容等を説明させていただく予定です。「またか」と思わずにお付き合いください。今後ともよろしくお願ひいたします。



## 仙台南税務署 新旧幹部職員名簿

平成30年7月10日定期人事異動（敬称略）

仙 台 南 税 务 署	新	前 任
	旧	異 動 先
署 長	高 橋 和 則	局・調査査察部査察管理課長
	佐 々 木 伸	勇退
副 署 長	田 中 攻 紀	局・課税一部訟務官
	千 葉 治 彦	局・総務部主任相談官
総 務 課 長	安 達 健 治	局・総務部総務課長補佐
	高 橋 則 行	局・総務部相談官
総 務 係 長	石 川 亨	仙台南・会計係長
	鈴 木 大 貴	局・徵収部徵収課実査官
法 人 課 稅 第 一 部 門 統 括 国 稅 調 査 官	長 内 昌 己	局・課税二部法人課税課実専官
	田 仲 薫	郡山・特別調査官（源泉）

### 平成30年分年末調整及び消費税軽減税率制度説明会の日程

開催月日	説明会名称	開始時刻	会 場
11月15日(木)	年末調整	10時00分～	仙台サンプラザホール
		14時00分～	仙台市宮城野区榴岡5-11-1
11月16日(金)	消費税軽減税率制度	11時00分～	亘理町中央公民館
		13時30分～	亘理郡亘理町字旧館61-22
11月20日(火)	消費税軽減税率制度	11時00分～	岩沼市民会館中ホール
		13時30分～	岩沼市里の杜1-2-45
11月21日(水)	消費税軽減税率制度	11時00分～	名取市文化会館中ホール
		13時30分～	名取市增田字柳田520

※1 各会場とも開始時刻の30分前から受付します。なお、仙台サンプラザホールは、仙台北、仙台中及び仙台南税務署による合同開催となります。

※2 会場の都合上、席に限りがありますことを予めご了承ください。

平成三十年分の年末調整及び消費税軽減税率制度に係る説明会を左記の日程により開催いたします。  
なお、他の日程の説明会に出席いたしましたことでもありますので、国税庁ホームページ掲載の開催予定一覧をご確認下さい。

税に関するお知らせ

年末調整及び  
消費税軽減税率制度説明会のお知らせ【



## 市内三会合同税務研修会



## 第一回宮城県連青年の集い



七月六日(金)、午後二時よりアエル六階研修室において、「平成三十年度の相続税改正・事業承継税制の改正と事業承継の円滑化」が開催されました。ありがとうございました。

午後五時より名取市「サッポロビール仙台工場ゲストホール」において、当部会が幹事会となり、第一部では、講師にゆりあげ港朝市協同組合代表理事 櫻井広行氏を招き、「震災の状況と今の現状」と題し講演会を行いました。仙台北税務署長、仙台南税務署長、日本商工会議所青年部宮城県代表理事、東北六県青年部会長など多数のご来賓と他部会より総勢百十余名のご参加をいたしました。皆様、ご協力ありがとうございました。

第二部記念式典、会場を仙台ビール園に移動しての第三部交流懇親会が行われ、盛会裡に終えることができました。皆様、ご協力ありがとうございました。

# 美名実活動 Photo レポート

## 第一回宮城県連青年の集い



太白区中央市民センター大會議室において八月二十一日(火)午後一時半より七・八・九月

六月二十九日(金)午後五時より名取市「サッポロビール仙台工場ゲストホール」において、当部会が幹事会となり、第一部では、講師にゆりあげ港朝市協同組合代表理事 櫻井広行氏を招き、「震災の状況と今の現状」と題し講演会を行いました。仙台北税務署長、仙台南税務署長、日本商工会議所青年部宮城県代表理事、東北六県青年部会長など多数のご来賓と他部会より総勢百十余名のご参加をいたしました。皆様、ご協力ありがとうございました。

第二部記念式典、会場を仙台ビール園に移動しての第三部交流懇親会が行われ、盛会裡に終えることができました。皆様、ご協力ありがとうございました。

## 決算法人説明会

平成三十一年四月三十日に今上天皇が退位され翌五月一日より皇太子殿下が新天皇に即位されることが発表されました。平成も残すところあと半年で進め方」と題して、仙台三会合同税務研修会が開催されました。十六名の参加南法人会より六名がありました。

明治政府が、一人の天皇につき一つの元号をつける「一世一元の制」を制定しましたが、日本国憲法には記載されておらず、「元号法」が昭和五十四年に成立し現在に至っています。以前の日本では、天皇の代わりや、災害等の悪い出来事が起きた時は悪い空気を払拭するため、良い出来事が起きた時は更に良い事が起きることになりました。また、独自の元号を使用することは「どこの国でもなく独立している国である」という意味もあります。日本で最初の元号は、あの有名な「大化の改新(西暦六四五)」の「大化」です。

そもそも元号とは年につける称号で、始まりは中国。皇帝が時を支配するという思想から、漢の武帝により「建元」(西暦紀元前一四〇年)と号しました。今現在、「元号」を使用している国は日本だけです。中国は一九一一年「清」が倒れ廃止となり、韓国は一九六一年の軍事革命後に「檀君」という元号が廃止されました。イスラ

ム圏ではイスラム暦。仏教圏では仏暦。そしてキリスト教圏は西暦。イスラエルはユダヤ暦・イスラム暦・西暦。タイはタイ暦・西暦。北朝鮮は主体暦・西暦。台湾は民國暦・西暦を併用しています。

今年は西暦二〇一八年ですが、神武天皇から数えると日本の皇紀は二六七〇年も長い歴史と伝統を引き継いでいます。神話の時代のことなので、何とも言えませんが、天皇陛下は百二十五代目です。「大宝律令」が定められて日本と名乗ったのが西暦七〇一年、今年で一三一七年、日本は世界最古の国となります。ちなみに第二位はデンマークの一一二〇年で現在の女王は五十五代目です。第三位がイギリスで九五二年目を迎えます。

元号の発表はまだですが、新年目を迎える。元号の選定には「二字」「読みやすい」「書きやすい」などいくつか条件があるようです。次の元号はどのようになるのでしょうか。気になるところです。

## 新しい風

# 元号

九月十三日(木)、仙覚庵(カントリークラブ)において第二十七回親睦ゴルフ大会が五十六名の参加のもと開催されました。今回はチャリティーも催され二二、〇七八円のご厚志があつまりました。全て

東日本大震災復興支援資金へ寄付とさせていただきます。

皆様から数々の賞品、ご協賛をいただき盛會のうちに終了することができます。ありがとうございました。優勝は株)いしもり・石森義信様です。

●広報委員会がパソコンに「元号」を検索、その中から文章をまとめました。



元号の選定には「二字」「読みやすい」「書きやすい」などいくつか条件があるようです。次の元号はどのようになるのでしょうか。気になるところです。

元号の選定には「二字」「読みやすい」「書きやすい」などいくつか条件があるようです。次の元号はどのようになるのでしょうか。気になるところです。

# 働き方改革法が成立、施行へ！

特定社会保険労務士 小島信一

## 変動する実務で中小企業が留意すべき点とは

月60時間超の残業は50%増の割増賃金  
(平成35年4月1日施行)

### ●働き方改革法案が成立

本年6月29日、残業時間の上限規制や年次有給休暇の強制付与、正社員と非正規社員の不合理な待遇格差を解消する「同一労働同一賃金」などを定めた、働き方改革関連法案が成立しました（公布日…平成30年7月6日）。

今後、順次法律が施行されいくことになり、企業は実務対応を求められるようになります。本稿では、主に中小企業に関連した項目に絞って解説していきます。

### 残業時間の上限規制 (中小企業は平成32年4月1日施行)

労働基準法は、労働時間の長さについて規制しており、法定時間を超えて労働者を働くことはできません。この時間は、原則1週

40時間、1日8時間となっています。

ところが、労使協定を結ぶべき、残業は理論上、青天井で、制限がないことが問題視されていました。

そこで、このことが過労死や過労自殺の温床となっているという指摘もあります。

そこで、改正法では法36条に残業の上限時間を明記しました。このことが、法施行70年来の大改正と言われるゆえんです。

今後、残業の限度時間は1か月45時間、1年について360時間となります。この限度時間は、今まで厚生労働省からの告示で示されていたのですが、法律に明記されました（改正労働基準法第36条第4項）。

法定労働時間を超えて就労させた場合、割増賃金の支払いが必要です。現在、1日8時間、1週40時間を超えた分については、25%の割増率となっています。ただし、月60時間を超えた分については、50%増しと厳しくなっています。

これは、前回の改正により決まったことですが、中小企業は猶予されています。

業種によっては、恒常的

に人手不足が続き、休日出勤が常態化しているケースも見られます。ただし、勤務時間外規制を守れば問題ありませんが、建設業や運輸業などでは、建設業や運輸業などでは、該当するケースが出てくるかもしれません。

また、業種による猶予措置として、自動車運転業務・建設事業・砂糖製造業・医師等については、5年間の猶予があります。これらの業種については、意して下さい。

本文に明記されるようになります（改正労働基準法第36条第4項）。法律に明記されたことに留意して下さい。

改正労働基準法第39条の

6か月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処されることになります。

なお、1年単位の変形労働時間制を採用している会社は、この時間がさらに短く、1か月42時間、1年320時間となることに留意して下さい。

ただし、例外もあります。通常予見することのできない業務量の大幅な増加等により、臨時に必要がある場合に限り、休日労働を含み1か月100時間、1年720時間まで残業をさせることがあります。

業種によっては、恒常的に人手不足が続き、休日出勤が常態化しているケースも見られますが、法施行までに何等かの対策が必要です。

なお、残業させる場合の手続きについては、従来どおり、協定を労使で結んで行うという枠組みの変更はありませんが、協定の中身に若干変更があることに留意して下さい。

年次有給休暇の強制付与（平成31年4月1日施行）

改正労働基準法第39条の

条の第7項は、有給休暇の強制付与について規定しています。

つまり、10日以上年次有

給休暇を保持している者に

対して、5日については労

働者ごとに、その時季を決

めて与えなくてはならない

のです。もちろん、60歳超

の嘱託社員やアルバイトや

パートタイマーも対象です。

これは強制なので、労働者が拒んだとしても、付与しなくてはいけなくなります。

ただし、労働者に時季指定期間付与した日数と計画付与をしている日数について、5日から除くことができます。

正社員の場合は、賃金のカットせずに休暇を与えるという措置で済みますが、パート等の場合は、通常勤務する賃金分を新たに支払うことが要請されます。

何時間分払うのか、毎日の所定時間が変わらるようなパートやアルバイトに対してもは賃金の計算方法等をあらかじめ決めておくことが求められます。

## 労働時間の状況把握義務（平成31年4月1日施行）

今後、産業医の機能強化が期待されることを踏まえ、

労働安全衛生法により、使

用者による労働時間の把握義務が法定化されました。

改正安衛法第66条の8の

3では「事業者は、第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実

施するため、厚生労働省令

で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない」と定められています。

具体的な把握方法は、省令を待つことになりますが、使用者による現認や客観的な方法によることを原則とされています。

最近新聞等でパートにも

賞与を払うことにして、な

どと報道されているのは、これ

のためです。ガイドライ

ンを見ますと、例えば、賞

与について次のような記述

があります。

同一労働同一賃金ガ

イドライン案（平成

月1日）

労働条件は、賃金・労働時間などいろいろあります

が、その「それぞれ」につ

いて、待遇の適正差異・廃止を検討することが求めら

れます。

この改正が一番重要で、メインになりそうです。

正規と非正規の格差をなくすための改正で、今までの労働契約法第20条を削除

され、新パート法に統合して

います。

なお、待遇差を考慮する

上で、①業務の内容及び

称が変わり、「短時間労働

者及び有期雇用労働者の雇

用管理の改善等に関する法

律（以下「パート・有期雇

用労働者法」といいます）

になりました。

これからは、この法律で、

有期契約社員とパート社員

をまとめて保護していく、

という流れになります。

ここで注目したいのが、

新パート・有期雇用労働者

法第8条で定めた「不合理

な待遇の禁止」です。

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・

嘱託社員・パートタイマー・

アルバイトなどと待遇差を

つける場合の留意点につい

て、包括的に規定していま

す。

最近新聞等でパートにも

賞与を払うことにして、な

どと報道されているのは、これ

のためです。ガイドライ

ンを見ますと、例えば、賞

与について次のような記述

があります。

同一労働同一賃金ガ

イドライン案（平成

28年12月20日）より

抜粋

賃与について、会社

の業績等への貢献に応

じて支給しようとする

場合、無期雇用フルタ

イム労働者と同一の貢

献ではありません。

なお、待遇差を考慮する

上で、①業務の内容及び

該業務に伴う責任の程度（こ

の2つを併せて「職務の内

容」といいます）、②職務

の内容及び配置の変更の範

囲、③その他事情の3要

素を企業ごと考慮すること

になります。

どういう場合が不合理に

当たるのか、については先

行して発出された「ガイド

ライン」があるので、それ

新パート・有期雇用労働者

法第8条で定めた「不合理

な待遇の禁止」です。

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・

嘱託社員・パートタイマー・

アルバイトなどと待遇差を

つける場合の留意点につい

て、包括的に規定していま

す。

最近新聞等でパートにも

賞与を払うことにして、な

どと報道されているのは、これ

のためです。ガイドライ

ンを見ますと、例えば、賞

与について次のような記述

があります。

同一労働同一賃金ガ

イドライン案（平成

月1日）

労働条件は、賃金・労働

時間などいろいろあります

が、その「それぞれ」につ

いて、待遇の適正差異・廃止を

検討することが求めら

れます。

この改正が一番重要で、

メインになりそうです。

正規と非正規の格差をな

くすための改正で、今まで

の労働契約法第20条を削除

され、新パート法に統合して

います。

なお、待遇差を考慮する

上で、①業務の内容及び

該業務に伴う責任の程度（こ

の2つを併せて「職務の内

容」といいます）、②職務

の内容及び配置の変更の範

囲、③その他事情の3要

素を企業ごと考慮すること

になります。

どういう場合が不合理に

当たるのか、については先

行して発出された「ガイド

ライン」があるので、それ

新パート・有期雇用労働者

法第8条で定めた「不合理

な待遇の禁止」です。

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・

嘱託社員・パートタイマー・

アルバイトなどと待遇差を

つける場合の留意点につい

て、包括的に規定していま

す。

最近新聞等でパートにも

賞与を払うことにして、な

どと報道されているのは、これ

のためです。ガイドライ

ンを見ますと、例えば、賞

与について次のような記述

があります。

同一労働同一賃金ガ

イドライン案（平成

月1日）

労働条件は、賃金・労働

時間などいろいろあります

が、その「それぞれ」につ

いて、待遇の適正差異・廃止を

検討することが求めら

れます。

この改正が一番重要で、

メインになりそうです。

正規と非正規の格差をな

くすための改正で、今まで

の労働契約法第20条を削除

され、新パート法に統合して

います。

なお、待遇差を考慮する

上で、①業務の内容及び

該業務に伴う責任の程度（こ

の2つを併せて「職務の内

容」といいます）、②職務

の内容及び配置の変更の範

囲、③その他事情の3要

素を企業ごと考慮すること

になります。

どういう場合が不合理に

当たるのか、については先

行して発出された「ガイド

ライン」があるので、それ

新パート・有期雇用労働者

法第8条で定めた「不合理

な待遇の禁止」です。

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・

嘱託社員・パートタイマー・

アルバイトなどと待遇差を

つける場合の留意点につい

て、包括的に規定していま

す。

最近新聞等でパートにも

賞与を払うことにして、な

どと報道されているのは、これ

のためです。ガイドライ

ンを見ますと、例えば、賞

与について次のような記述

があります。

同一労働同一賃金ガ

イドライン案（平成

月1日）

労働条件は、賃金・労働

時間などいろいろあります

が、その「それぞれ」につ

いて、待遇の適正差異・廃止を

検討することが求めら

れます。

この改正が一番重要で、

メインになりそうです。

正規と非正規の格差をな

くすための改正で、今まで

の労働契約法第20条を削除

され、新パート法に統合して

います。

なお、待遇差を考慮する

上で、①業務の内容及び

該業務に伴う責任の程度（こ

の2つを併せて「職務の内

容」といいます）、②職務

の内容及び配置の変更の範

囲、③その他事情の3要

素を企業ごと考慮すること

になります。

どういう場合が不合理に

当たるのか、については先

行して発出された「ガイド

ライン」があるので、それ

新パート・有期雇用労働者

法第8条で定めた「不合理

な待遇の禁止」です。

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・

嘱託社員・パートタイマー・

アルバイトなどと待遇差を

つける場合の留意点につい

て、包括的に規定していま

す。

最近新聞等でパートにも

賞与を払うことにして、な

どと報道されているのは、これ

のためです。ガイドライ

ンを見ますと、例えば、賞

与について次のような記述

があります。

同一労働同一賃金ガ

イドライン案（平成

月1日）

労働条件は、賃金・労働

時間などいろいろあります

が、その「それぞれ」につ

いて、待遇の適正差異・廃止を

検討することが求めら

れます。

この改正が一番重要で、

メインになりそうです。

正規と非正規の格差をな

くすための改正で、今まで

の労働契約法第20条を削除

され、新パート法に統合して

います。

なお、待遇差を考慮する

上で、①業務の内容及び

該業務に伴う責任の程度（こ

の2つを併せて「職務の内

容」といいます）、②職務

の内容及び配置の変更の範

囲、③その他事情の3要

# げんきの宅配便

(第六十便)

## 温故知新

有限会社 作勘ふとん店

代表取締役

作間 康裕



仙台南法人会の皆様、いつも大変お世話になつております。昨年度より仙台南法人会青年部会副部会長、青年部会岩沼支部長を務めさせて頂いております、有限会社作勘(さつかん)ふとん店の作間康裕と申します。

青年部会岩沼支部活動では、小学校にて私達が講師となり税金の種類、使われ方等分かりやすく小学生に教える「租税教室」に取り組んでおります。昨年は私自身の体調不良によりほぼ活動が停滞してしまいましたが、本年は順調に進んでいます。現在青年部員数は年々減少しており少人数で活動しております。今後地域の貢献活動、部員交流等増やしていきたいと考えておりますので、若手経営者、後継者の皆様ぜひ青年部へのご入会を宜しくお願い申し上げます。

弊社は、昭和三十八年に先代の祖父

が蚕屋からふとん店を創業し、ふとんの製造・販売をしてまいりました。現在では寝具を主体とし、インテリア、婦人服、市内小・中学校運動着等の販売を致しております。創業当初、ふとんと言えば綿ふとんが主流でしたが、羽毛、羊毛、化学繊維、綿以外の天然繊維など多種多様なふとんが増えてきておりました。綿ふとんにおいては「綿の打ち直し」と言う言葉を聞いたことがあると思います。堅くなつた古いふとんの綿を機械にかけ、ほぐし、熱風、オゾン処理により殺菌、脱臭し空気を含ませた綿で作り直し新たなるふとんに生まれ変わると言うもので、核家族が増えるとともにあまり耳にしなくなつてているような気がしますが、今でも打ち直しによりふとんのリフォームを行つております。三年前には「一級寝具製作技能士」を取得し寝具技能士会の方々と定期的に講習会を開き寝具について日々勉強をしております。

八月には夢メッセで開催された「も

のづくりフェスタ」に参加し、いろんな業種の技能士による小中学生を対象としたものづくり体験、私達は「お昼寝枕の製作」で針の使い方、縫い方等を教えてまいりました。

今後も物づくりの大切さを伝えていきつお客様のニーズに応えられるよう日々精進して参ります。そして地域に根付いた商店でいられるよう皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



岩沼市  
(宗)竹駒神社  
宮司 村田 守広

法人会の皆様方には、愈々御清栄の事とお慶び申し上げます。さて、宗教法人「竹駒神社」は、古くから日本三稻荷と称され、人々の生活の根源である衣食住や農業・商業を始め諸産業の神護神として、多くの人々の尊崇を集めてきました。社伝によると御創建は承和九年(西暦八四二年)で、小倉百人一首にも名を連ねる参議小野篁(おののたかむら)卿が陸奥国司として京の都より赴任した際、奥州鎮護の神として伏見稻荷大社の御分靈をこの岩沼の地に祀られたと伝えられています。当社では年間約六十回にものぼる大小様々な祭典を執行しておりますが、中でも春の初午大祭や秋の大祭には県内外より大勢の参詣者が訪れます。神社の祭りは、老いも若きもが参加して人々の絆を深めつつ、地域の連帯感を高めるうえで格好の場であると感じます。この上は、古来より人々に安らぎを与える祈りの場、癒やしの場とされてきた竹駒神社の御神徳の発揚に尚一層努めて参りたく存じますので、今後共、宜しくお願ひ致します。

ですか  
実の和  
こちは



## 経理の実務手ほどき一日講座

九月十二日(水)午前十時より仙都

会館八階会議室において「経理の実務手

ほどき一日講座(中

級編)」が多数参加

のもと開催されました。今回

は初級編に

続き中級編の研修会

公社)仙台南法人会仙台太白支部  
仙台市の財政状況研修会

## 仙台市財政研修会

八月二十二日(水)午後三時三十分から仙台

南法人会会議室において「仙台市の財政状況

研修会」を行ないまし

た。講師に仙台市財政

局財政部財政課長坂本知靖氏をお招

きし、現在の仙台市の財政状況を説明

九月十二日(水)午前十時より仙都会館八階会議室において「経理の実務手ほどき一日講座(中級編)」が多数参加のもと開催されました。講師には税理士・生沼寛隆氏を迎えて研修会を開催いたしました。強い会社経営にするための基本の知識を深めることができます。

八月二日(木)午後一時半より戦災復興記念館五階会議室において「会社を伸ばすための経営財務税務講座」が多数参加のもと開催されました。

八月二日(木)午後一時半より戦災復興記念館五階会議室において「会社を伸ばすための経営財務税務講座」が多数参加のもと開催されました。

会社を伸ばすための経営財務税務講座

# 美名実活動 Photo レポート

## JR太子堂駅周辺清掃活動

仙台太白支部



八月二十七日(土)午前六時より、JR太子堂駅周辺の地域清掃をおこないます。是非、ご参加ください。

子堂駅周辺の地域清掃をおこないます。連日の暑さが続くなか、早朝から沢山の方のご参加をいただきました。次回は、十

月二十七日(土)午前六時より、JR太子堂駅周辺の地域清掃をおこないます。連日の暑さが続くなか、早朝から沢山の方のご参加をいただきました。次回は、十



## JR名取駅周辺清掃活動

## JR名取駅周辺清掃活動

社会貢献事業の一環として八月二十一日(土)午前七時より、JR名取駅周辺の地域清掃をおこないます。是非、ご参加ください。

社会貢献事業の一環として八月二十一日(土)午前七時より、JR名取駅周辺の地域清掃をおこないます。是非、ご参加ください。

## 経営研修会

名取支部



七月二十三日(月)

午後三時より名取市商工会研修室において「現在の企業形成で最も重要なことリーダーしだいで企業の明日が決まる」と題し、講師に(株)シンケア・サポート代表取締役 早川進氏をお招きして、経営研修会が名取市商工会と共に催されました。

弊社は昭和二十四年に、先代社長が岩沼にタイヤ店として開業いたしました。タイヤも車社会の高度成長とともに需要が増え発展し、昭和四十八年に法人化、平成九年に、岩沼市民会館の北側に移転し、店名もミスターイヤマン岩沼インターになり二十一年が過ぎました。

法人会の皆様、こんにちは。弊社は昭和二十四年に、先代社長が岩沼にタイヤ店として開業いたしました。タイヤも車社会の高度成長とともに需要が増え発展し、昭和四十八年に法人化、平成九年に、岩沼市民会館の北側に移転し、店名もミスターイヤマン岩沼インターになり二十一年が過ぎました。



若沼市  
(株)進藤タイヤ  
進藤 ちえ子

乗用車タイヤはもちろん、トラック・バス・フォークリフト・建設機械・農機具などのタイヤ・ホイールの販売修理を行っております。又サービスカーにてタイヤの出張修理も行っています。

お客様に安全・安心して車を使用していただきたく、タイヤ専門店としてタイヤの点検・アドバイスをお手伝いさせていただいております。

また地域の皆様にお気軽に御用していただける店づくりを、社員一同心がけておりますので、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

お元気  
美名実  
こんに

岩沼支部

いわぬま市民夏まつり

（株）馬上かまほご店となりました。ご参加、ご協賛をいただきました皆様にお礼申し上げます。



A photograph showing a group of people seated around a table in an indoor setting, likely a community hall or public space. They appear to be engaged in a discussion or consultation. A banner in the background has Japanese text, including '税理士による無料相談' (Free Tax Consultation by Accountants) and '仙台市役所広場' (Sendai City Hall Plaza). The scene illustrates the implementation of the 'Tax Quiz' mentioned in the text.

## JR岩沼駅周辺清掃活動



九月十二日(水)午前七時より、社会貢献事業の一環として「JR岩沼駅地区周辺」の清掃をおこないました。早朝から沢山の方のご参加をいただきました。

## 第八回親睦ボウリング大会



七月十三日(金)、スター・ボウル名取店において午後六時三十分より、多数参加の下、第八回親睦ボウリング大会が開催されました。和やかな雰囲気の中、親睦を深めることができました。個人優勝…庄司博様

## いちごプロジェクト街頭キャンペーン



未使用タオル寄贈

長、亘理町企画財政課長、山元町企画財政課長を講師としてお招きし、現在の亘理町・山元町の財政状況を聞く事が出来、質疑応答に貴重な時間を過ごすことができました。

亘理町・山元町財政研修会



六月二十五日(金)

## 第三十一回 なとり夏祭り



仙台三法人会青年部会合同事業



八月二十九日(水)  
午後六時より宮城野区「ホテルレオパレス仙台」において、「安らぎのじぞうもじから学ぶ」と題して、講師にじぞ

編集後記

今年の夏の猛暑は、全国的に気象観測史上初の高温が多く報告されました。命に関わる問題で、サマー・タイムの導入も議論されておりますが、今後の動向が気になります。

また、日本各地の豪雨災害で多くの人が甚大な被害に遭われています。日本は一時間当たりの降水量の最大値を五十mmとして排水溝の整備を行なっていますが、この基準も見直しが必要かと思います。災害列島日本の課題は多いと痛感した夏。今後大きな災害が無いよう祈ります。

広告募集中

当法人会では広報誌「せんたい美名実」など発送時に同封するチラシ折込広告を募集しております。お気軽に問い合わせ下さい。（但し、広告内容に沿ってはご要望に添えないことがあります。）

一枚につき二十円（手数料込）

せんだい美名実  
第308号  
発行人  
編集人  
982-001  
仙台市太白区大野田三丁目一一番四号  
レジデンス王ノ壇二〇二号  
FAX〇二二一一四六一三六一四五一〇  
E-mail:info@minamihocom  
広報会員相澤十四男委員会